

理 由

生産緑地地区について、農業従事者の故障が生じ、後継者もいないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

また、生産緑地地区の追加指定の申出がなされ、同法に基づき精査したところ、同法第3条第1項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものであり、かつ、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できることから、追加指定を行う。

よって、本案のとおり追加・区域変更・廃止をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
男里 9 号	男里六丁目地内	約 1.74ha	区域変更
樽井 40 号	樽井四丁目地内	—	廃止
樽井 11 号	樽井四丁目地内	—	廃止
信達市場 20 号	信達市場及び信達牧野地内	約 0.69ha	区域変更
信達大苗代 4 号	信達大苗代地内	約 0.26ha	区域変更
男里 46 号	男里三丁目地内	約 0.10ha	追加
馬場 7 号	馬場二丁目地内	約 0.58ha	区域変更
信達牧野 23 号	信達牧野地内	約 0.90ha	区域変更
小 計		約 4.27ha	
岡田 1 号他 210 地区		約 57.65ha	変更なし
合 計	219 地区	約 61.92ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

